



実施方法は2つあります

- 制度によって対象が異なります。
 また、実施できる学習会は次のような学習会を対象とします。
- * 成人区民を対象とし、家庭や地域の教育力の向上を目的とした学習会。
 - * 広く区民にPRを行い、参加を呼びかける学習会。
 - * 実施期間は、令和9年3月31日まで。

実施方法①

どんな制度？

PTAまたは保護者の会が主催で実施する家庭教育学習会について、学習会の講師への謝礼を、教育委員会がお支払いする制度です。
 (講師謝礼額は、大田区教育委員会の謝礼基準に基づきます。)
 地域の大人が共に学び合う機会をつくり、家庭や地域の教育力向上を目指します。

対象は？(先着10団体)

- ・大田区立小学校及び中学校のPTA(連合組織、地域団体との連合組織を含む)
 - ・大田区内に所在地のある学校及び保育園に在学・在園の子どもの保護者の会
- ※ただし規約を有する自主団体であること
 ※この事業の趣旨に添った講座等を、会員の総意で実施(企画・運営・報告等の事務を含め)できる団体であること

PTAまたは保護者の会向け

講師派遣 制度

実施方法②

どんな制度？

コミュニティ・スクールを設置している大田区立小中学校の地域学校協働本部がPTAと連携して実施する家庭教育学習会の運営に要する費用を補助する制度です。(7万円まで)
 身近な地域における家庭教育の充実と、コミュニティ・スクールの核とした家庭教育支援体制づくりのきっかけとなることを目指します。

対象は？(3団体)

- ・コミュニティ・スクールを設置している大田区立小学校及び中学校のスクールサポート(地域学校協働本部)
- ※PTAと協働で企画・運営することが条件です。

コミュニティ・スクール設置校の
 スクールサポート向け
 (地域学校協働本部とPTAとの協働事業)

補助金 制度

申込方法

どちらも、電話またはメールでご連絡ください。

(団体名、学習会イメージ、実施希望時期を伝えてください。)

- ①は先着で審査があります。②は状況を伺い相談しながら進めます。

申込開始日 2026年5月7日(木) 8:30から

問合せ・申込先 大田区教育委員会事務局 教育総務課 教育地域力推進担当

電話 03-5744-1447 (平日8:30~17:15) メール s-debut@city.ota.tokyo.jp

詳しく決まっていなくても、「興味がある」「やってみたい」という相談でもかまいませんので、気軽にご相談ください!